

2022年6月号トピックス

工場運営者の年会費免除期間の延長について

2565(2022)年6月7日に「仏暦2535(1997)年工場法に基づく工場運営者の年会費免除期間延長にかかる財務省令案...号(仏暦...年)」を承認する閣議決定が行われた。これは、カテゴリー2(業種、種類及び規模について、操業前に管轄官庁への通知が必要となる)またはカテゴリー3(業種、種類及び規模について、操業前に管轄官庁から許可が必要となる)に分類される工場運営者に対して、仏暦2564(2022)年6月10日より仏暦2566(2023)年6月9日まで、1年間免除期間が延長されるものである。

延滞税減額の規則に関する財務省令ドラフトについて

内閣から仏暦2565(2022)年5月24日に決議され、仏暦2565(2022)年4月1日から仏暦2565(2022)年9月30日までの期間に、商品が税関の保管場所から搬出された後、または、商品がタイ王国外に輸出された後に、支払いを逃れる意図なく、輸入者または輸出者が規定額に満たない金額で関税を支払った場合、支払う日までに支払うべき関税の全額または追加税額に対して計算される延滞税は(元来の1%/月から)月あたり0.25%に減額されるものとする。